川崎市住居確保給付金（家賃補助）実施要領

１　事業の目的

本事業は、離職、自営業の廃業（以下「離職等」という。）又は個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会等の減少（以下「やむを得ない休業等」という。）により経済的に困窮し、住居を喪失した者（以下「住居喪失者」という。）又は住居を喪失するおそれのある者（以下「住居喪失のおそれのある者」という。）に対し、家賃相当分の金額（以下、「家賃額」という。）の住居確保給付金（家賃補助）を支給することにより、これらの者の住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行うことを目的とする。

２　本要領の位置づけ及び用語の定義

（１）本要領の位置づけ

本要領は、国が定める「生活困窮者自立支援法」（平成２５年法律第１０５号。以下「法」という。）及び「生活困窮者自立支援法施行規則」（平成２７年２月４日厚生労働省令第１６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」（平成２７年３月２７日社援発０３２７第２号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（２）用語の定義等

ア　「常用就職」とは、期間の定めのない労働契約又は期間の定めが六月以上の労働契約による就職をいう（規則第 10 条第５号イ）。

イ　「住宅扶助基準に基づく額」とは、「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知) 第７－４－(1)-ア、第７－４－(1)-オをいう。ただし、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知）第７－56 に基づく運用を行っている場合は、当該限度額によるものとする（床面積別の住宅扶助（家賃・間代等）の限度額については適用しない）。

ウ　「基準額」とは、市町村民税均等割が非課税となる者の収入額の 1/12 の額をいう。

エ　「家賃額」は、申請者又は受給者が賃借する賃貸住宅の一月当たりの家賃額を指し、住宅扶助基準に基づく額を上限とする。

オ　「収入基準額」とは、基準額に家賃額を合算した額をいう。

カ　「公共職業安定所等」とは、公共職業安定所又は職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第４条第９項に規定する特定地方公共団体若しくは同条第１０項に規定する職業紹介事業者であって川崎市の委託を受けて無料の職業紹介を行う者をいう。

キ　「経営相談先」とは、よろず支援拠点など、川崎市が認める公的な経営相談先をいう。

ク　「自立に向けた活動」とは、規則第３条第２号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該申請者の自立の促進に資すると川崎市が認める者が、経営相談先の助言を受けて作成した、自立に向けた活動計画に基づき取り組む活動をいう。

ケ　「国の雇用施策による給付」とは、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）第７条第１項に規定する職業訓練受講給付金（以下「職業訓練受講給付金」という。）をいう。

コ　「不動産仲介業者等」とは、不動産仲介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者をいう。

サ　「家賃補助」とは、住居確保給付金のうち、家賃相当分の支給をいう（法第３条第３項第１号）。

シ　「転居費用補助」とは、住居確保給付金のうち、転居費用相当分の支給をいう（法第３条第３項第２号）。

ス「同一の世帯に属する者」とは、同一の住居に居住し、生計を一にする者をいう。

３　相談申請窓口の設置および職員

川崎市長は、本事業の実施に当たり、相談・申請窓口を川崎市生活自立・仕事相談センター（以下「相談センター」という。）内に設置し、住居確保給付金に関する相談・申請の受付及び就労支援等を実施する。

４　支給要件

（１）支給要件

家賃補助の支給対象となる者は、次表のア～クのいずれにも該当する生活困窮者とする。

ア	（ア）離職等又は（イ）やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。
イ	（ア）離職等の場合は、申請日において、離職等の日から２年以内であること。ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他川崎市がやむを得ないと認める事情により引き続き３０日以上求職活動を行うことが出来なかった場合は、当該事情により求職活動を行うことが困難であった日数を２年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が４年を超えるときは、４年とする。加算が認められる場合は以下のとおりとする。 ａ　妊娠 産前６週間以内に限らず、本人が、妊娠のために職業に就き得ない旨を申し出た場合。

<table>
<tr><td></td><td>b　出産
出産は４か月以上（１か月は 28 日として計算する。したがって、４カ月以上というのは 85 日以上のことである。）の分娩とし、出産、死産、早産を問わない。
出産は本人の出産に限られる。出産のため職業に就くことができないと認められる期間は、通常は出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間）前の日以後出産の日の翌日から８週間を経過する日までの間である。
c　育児
この場合、育児とは、３歳未満の乳幼児の育児とし、申請者が社会通念上やむを得ないと認められる理由により親族（民法第 725 条に規定する親族、すなわち、６親等以内の血族、配偶者及び３親等以内の姻族をいう。）にあたる３歳未満の乳幼児を預かり、育児を行う場合も認めることとして差し支えない。
d　疾病または負傷
疾病または負傷については、申請者の申し出により離職期間の延長を行う。
e　ａからｄまでの理由に準ずる理由で川崎市がやむを得ないと認めるもの
なお、当該事情による離職期間の加算について申し出があった場合は、医師の証明書その他の当該事情に該当することの事実を証明することができる書類（必要最小限のもの）において確認を行う。
（イ）やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあること。</td></tr>
<tr><td>ウ</td><td>（ア）離職等の場合は、離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと。
（イ）やむを得ない休業等の場合は、申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。</td></tr>
<tr><td>エ</td><td>申請日の属する月における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること。ただし、原則 22 歳以下かつ学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院及び専門職大学院を除く。）、短期大学、専門職大学、高等専門学校又は専修学校に就学中の子の収入は住居確保給付金に係る収入には含まない。
<table>
<tr><td>世帯員数</td><td>基準額</td><td>上限家賃額</td><td>収入基準額</td></tr>
<tr><td>１人</td><td>８４，０００円</td><td>５３，７００円</td><td>１３７，７００円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

２人	１３０,０００円	６４,０００円	１９４,０００円
３人	１７２,０００円	６９,８００円	２４１,８００円
４人	２１４,０００円	６９,８００円	２８３,８００円
５人	２５５,０００円	６９,８００円	３２４,８００円
６人	２９７,０００円	７５,０００円	３７２,０００円
７人	３３４,０００円	８３,８００円	４１７,８００円
８人	３７０,０００円	８３,８００円	４５３,８００円
９人	４０７,０００円	８３,８００円	４９０,８００円
10 人	４４３,０００円	８３,８００円	５２６,８００円

オ　申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×６以下であること。ただし、100 万円を超えないものとする。

世帯員数	金額 当初・延長・再延長
１人	５０４,０００円
２人	７８０,０００円
３人以上	１,０００,０００円

カ　公共職業安定所等に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと。ただし、上記イ（イ）に該当する者であって、自立に向けた活動を行うことが当該者の自立の促進に資すると川崎市が認める場合は、申請日の属する月から起算して３月間（規則第１２条第１項の規定により支給期間を延長する場合であって、引き続き当該取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると川崎市が認めるときには、６月間）に限り、当該取組を行うことをもって、当該求職活動に代えることができる。

キ　自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。

ク　申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（２）求職活動等要件

ア　公共職業安定所等での求職活動を行う支給対象者（自立に向けた活動を行う支給対象者を除く）

相談センターは、支給対象者に対し、常用就職に向けた次の（ア）から（ウ）の求職活動等を行うことを指示するものとする。

（ア）月４回以上、相談センターの面接等の支援を受けること。

（イ）月２回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受けること。

（ウ）原則週１回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること。

イ　自立に向けた活動を行う支給対象者

相談センターは、支給対象者に対し、業務上の収入を得る機会の増加に向けた次の（ア）～（ウ）の求職活動等を行うことを指示するものとする。

（ア）月４回以上、相談センターの面接等の支援を受けること。

（イ）原則月１回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること。

（ウ）経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月１回以上、当該計画に基づく取組を行うこと。

５　支給額

（１）支給額

家賃補助は、一月ごとに支給し、その月額は、次のア・イの場合に応じ、それぞれ定める額（当該額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該住宅扶助基準に基づく額）とする。

ア　申請日の属する月における生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額（以下「世帯収入額」という。）が基準額以下の場合

生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（※）

イ　申請日の属する月における世帯収入額が基準額を超える場合

基準額と生活困窮者が賃借する住宅の一月当たりの家賃の額（※）を合算した額から世帯収入額を減じて得た額

（※）賃貸借契約書に記載された実際の家賃の額

なお、住居喪失者については、基本的には、住宅扶助基準に基づく額以下の家賃額の賃貸住宅に入居することとする。

（２）支給額の調整

上記（１）のイにより算出した支給額に１００円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り上げて計算する。また、支給額が１００円未満であるときは、１００円を支給額とする。

６　支給期間等

（１）支給期間

三月とする。

（２）支給期間の延長等

一定の要件を満たす場合には、申請により、三月ごとに九月までの範囲内で支給期間を延長することができる。

（３）支給の中断

一定の要件を満たす場合には、申請により、支給を中断することができる。

（４）支給開始月

新規に住宅を賃借する者にあっては、入居契約に際して初期費用として支払いを要する家賃の翌月から家賃額を支給する。

なお、転居費用補助を受給して転居した後に家賃補助も申請・受給する場合は、家賃補助の支給期間の範囲内で、入居契約に際して必要になる初期費用から支給を開始することも差し支えない。この場合においては、初月分の家賃は日割り計算によらず支給期間を一月分とみなす。

現に住宅を賃借している者にあっては、申請日の属する月から家賃額を支給する。

家賃補助は申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできない。

７　支給方法

川崎市から、不動産仲介業者等への口座振込もしくは納付書払い（以下「代理受領」という。）とする。ただし、受給者がクレジットカードを使用する方法やその他の厚生労働大臣が定める方法により賃料を支払うこととなっている場合であって、川崎市が特に必要と認める場合には、受給者の口座へ振り込むことも出来るものとする。

８　支給手続

（１）面接相談等

ア　相談センターは、相談者が４（１）に規定する支給要件に該当する場合は、相談者に対し家賃補助の趣旨、概要等を説明するとともに、雇用施策や社会福祉協議会による生活福祉資金貸付事業等の関係事業の概要を説明する。

また、必要に応じて、雇用施策の詳細等について公共職業安定所等での相談を助言するとともに、国の雇用施策による給付の対象要件に該当する場合は、これについても申請を促す。

イ　相談センターは、相談者に対し、過去の家賃補助の受給実績を確認し、再申請の場合には、１３に規定される再支給の要件について説明する。

（２）支給申請の受付

ア　規則第１３条に基づき、家賃補助の支給を受けようとする者（以下「支給申請者」という。）は、生活困窮者住居確保給付金支給申請書（規則様式第１号（様式１－１）以下「申請書」という。）及び、８（３）に規定される添付書類を、相談センターを通じて川崎市長に提出する。

イ　相談センターは、支給申請者に対し、「住居確保給付金申請時確認書（様式１－１Ａ）」（以下「確認書」という。）を丁寧に説明し、誓約事項及び同意事項すべてについて承諾をした上で申請することについて、記名を得るものとする。

ウ　相談センターは、支給申請者に対し、次の（ア）から（カ）について説明する。

（ア）支給期間は三月であるが、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機

会の増加に至らなかった場合には、支給最終月の末日までに延長等の申請を行い、当該受給中に誠実かつ熱心に求職活動等要件を満たし、かつ、延長等の申請時において支給要件を満たしている場合、三月の延長が２回まで可能であること。なお、２回目の延長（以下「再延長」という。）期間における求職活動等については、すべての申請者において４（２）アによる求職活動等を行う

（イ）支給額は５（１）の計算式に基づき算定すること。また、受給期間中世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が上限額（住宅扶助基準に基づく額）に達していない場合は、その時点で変更申請することにより支給額の増額が可能となること。

（ウ）家賃額の一部支給の場合においては、実家賃との差額は自ら支払う必要があること。

（エ）家賃補助の支給額は家賃相当分（月額）額であり、初期費用、共益費、管理費等は対象外であるため、自ら支払う必要があること。

（オ）住居喪失者については、基本的には住宅扶助基準に基づく額以下の家賃額の賃貸住宅に入居すること。住居喪失のおそれのある者については、入居している賃貸住宅が住宅扶助基準に基づく額を超える家賃額であっても対象となるが、支給額は住宅扶助基準に基づく額が上限となり、自己負担が発生すること。

（カ）申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできないこと。

（キ）支給開始月において代理受領の方法をとらない場合であって、支給期間中に代理受領の方法に変更することができる場合は、すみやかに変更支給申請を行うこと。

エ　相談センターは、支給申請者に対し申請書への必要事項の記載等を助言する。

オ　支給申請者は、申請書に添付書類等を添えて、相談センターに提出する。

カ　相談センターは、必要書類を確認の上、明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請書を受け取る。添付書類等が整っていない場合は、追加提出を依頼する。

（３）添付書類

支給申請者が申請書に添えて提出する書類は次のとおりである。

ア　本人確認書類の写し

次の本人確認書類のいずれかの写し

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、各種健康保険証、住民票・住民票記載事項証明書、戸籍謄本・戸籍全部事項証明書、在留カード

本人確認書類の写しの提出があった場合は、必要に応じ、原本を確認し、原本の提示があった場合は支給申請者の同意を得て複写し、これを徴する。

個人番号カードについては、個人番号記載面は複写してはならない。

イ　離職関係書類

（ア）申請日を起点に２年（４（１）イ（ア）の理由に該当する場合は最長４年）以内に離職等をしたことが確認できる書類の写し又は申請日において、就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

（イ）４（1）イ（ア）の理由に該当する場合は、医師の証明書その他の当該事情に該当することの事実を証明することができる書類（必要最小限のもの）の写し

ウ　収入関係書類

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

エ　金融資産関係書類

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の、申請日の金融機関の通帳等の写し

（４）求職活動等要件の確認

相談センターは支給申請者に対して当該要件について次のとおり説明を行う。

ア　公共職業安定所等での求職活動を行う支給申請者

公共職業安定所等への求職申込み及び国の雇用施策等の利用状況について、以下の確認を行う

（ア）相談センターは、公共職業安定所等への求職申込みを行っていない支給申請者に対し、申込みを指示する。

（イ）支給申請者は、公共職業安定所等から付与された求職番号を、住居確保給付金申請時確認書（様式１－１Ａ裏面）へ記載し、相談センターに提出する。

（ウ）　雇用施策等（雇用保険及び職業訓練受講給付金）の利用状況については、支給申請者の申告によるものとするが、相談センターは、必要に応じ、求職申込・雇用施策利用状況を確認する書類を、申請者の記名を得た上で、公共職業安定所等に対し交付し、公共職業安定所等から回答を得る。また、緊急の場合は、支給申請者本人が求職申込み・雇用施策利用状況を確認する書類を公共職業安定所等の確認を得て提出するよう指導する。

イ　自立に向けた活動を行う支給申請者

相談センターは経営相談先への相談申込み等について次のとおり確認し、指示する。

（ア）相談センターは、支給申請者が離職・廃業の者か休業等による収入減少の者か確認する。

（イ）休業等による収入減少の者の場合、被雇用者（シフト減など）か自営業者か確認する。被雇用者の場合は、相談センターは公共職業安定所等での求職活動等を指示する。

（ウ）自営業者で経営改善の意欲があり、相談内容が経営改善に関する場合、経営相談先の役割（どのような相談先なのか）や経営相談にあたり必要な事項について確認の上、説明するとともに、事業再生等を目指して自立に向けた活動をすることが適当と認められる場合には、支給申請者に経営相談先への相談の申込みを指示する。なお、経営改善の意欲がなく、相談内容も経営改善に関するものでない場合は、相談センターは公共職業安定所等での求職活動を指示する。

（エ）支給申請者は、経営相談にあたり必要な事項を満たした上で、経営相談の申込みを行い、支給申請者は、経営相談の申し込みを行った経営相談先について、確認書（裏面）へ記載し、相談センターに提出する。

（オ）支給申請者の相談内容が経営相談ではない場合及び経営相談において、経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当と助言等を受けた場合、支給申請者は当該助言等を自立相談支援機関へ報告し、自治体は、公共職業安定所等での求職活動を行うよう指示し、上記アによる確認を行う。なお、経営相談の状況については、原則は支給申請者の申告によるものとするが、相談センターは、必要に応じ、経営相談先に対し、経営相談の状況の確認を依頼する。

（５）申請書の写しの交付

相談センターは、提出された申請書に担当印を押印し、その写しを交付する。その際、住居喪失者に対しては「入居予定住宅に関する状況通知書（様式２－１号）」（以下「予定住宅通知書」という。）、住居喪失のおそれのある者に対しては「入居住宅に関する状況通知書（様式２－３号）」（以下「住宅状況通知書」という。）を配布する。

（６）住居の確保及び不動産仲介業者等との調整

ア　支給申請者が住居喪失者の場合

（ア）相談センターは、支給申請者に対し、各種不動産業界団体の会員リストや不動産仲介業者等の情報を提供するなど、住居確保のための支援を行う。

（イ）支給申請者は、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を通じて住宅を探し、家賃補助の支給決定を条件に入居可能な住宅を確保する。

（ウ）不動産仲介業者等は、支給申請者の入居希望の住宅が確定した後に、支給申請者が持参した予定住宅通知書に必要事項を記載して、支給申請者に交付する。

（エ）支給申請者は、交付を受けた予定住宅通知書を相談センターを通じて川崎市長に提出する。

イ　支給申請者が住居喪失のおそれのある者の場合

（ア）支給申請者は、入居住宅の不動産仲介業者等に対し、申請書の写しを提示して、必要事項を記載した住宅状況通知書の交付を受ける。

（イ）支給申請者は、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写しを添付して、交付を受けた住宅状況通知書を相談センターを通じて川崎市長に提出する。

（７）審査

ア　相談センターは、申請に必要な書類をそろえた上で、受付印を押印し、川崎市長宛てに送付する。

イ　川崎市長は、提出された申請書、添付書類及び追加提出書類に基づき、支給申請の審査を行う。

ウ　川崎市長は、収入要件または資産要件の審査に当たっては、必要に応じて支給申請者の資産及び収入の状況について、法第２２条に基づき官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは支給申請者の雇用主であった者に対し報告を求めることができる。法第２２条に基づく資料提供、報告を依頼する書類に、当該事項についての支給申請者等の同意を含む申請書及び確認書の写しを添付する。

エ　審査の結果、申請内容が適正であると判断された支給申請者に対しては当該支給申請者が住居喪失者である場合、川崎市長は「住居確保給付金支給対象者証明書（様式３―１号）」（以下「対象者証明書」という。）を、相談センターを通じて支給申請者に交付する。その際、相談センターは、対象者証明書の交付をもって求職活動等要件を満たすために求職活動等を開始することを伝達し、住居喪失者である場合は「住宅確保報告書（様式５号）」の用紙を配布する。

当該支給申請者が住居喪失のおそれがある者である場合、川崎市長は「住居確保給付金支給決定通知書（様式７－１号）」（以下「決定通知書」という。）を、相談センターを通じて支給申請者に交付する。

なお、審査の結果、家賃補助の支給が認められないと判断された支給申請者に対しては、川崎市長は、不支給の理由を明記の上、「住居確保給付金不支給通知書（様式４号）」を、相談センターを通じて支給申請者に交付する。この場合、相談センターは、不動産仲介業者等に不支給の旨連絡を入れる。

（８）住居喪失者の住宅の賃貸借契約の締結

ア　住居喪失者は、予定住宅通知書を交付した不動産仲介業者等に対し、審査の結果交付された対象者証明書を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結する。

この際、総合支援資金のうち住宅入居費の借入申し込みを行っている者は、その申請書の写しも提示する必要があり、その場合「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」

となる。

イ　住居喪失者は、住宅入居日から７日以内に、「住居確保報告書（様式５号）」に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び住民票の写しを添付して、相談センターを通じて川崎市長に提出する。

（９）支給決定等

ア　支給決定に当たっては、住居喪失者、住居喪失のおそれのある者にかかわらず、安定した居住の確保のため、借地借家法（平成３年法律第 90 号）の保護の対象となる賃貸借契約又は定期賃貸借契約の賃貸借契約書の写しを提出しなければならない。

イ　支給申請者が住居喪失者である場合、住居確保報告書の内容を審査後、支給決定を行い、決定通知書を、相談センターを通じて支給申請者に交付する。

　支給申請者が住居喪失のおそれがある者である場合、審査の結果、申請内容が適正であると判断された支給申請者（以下、「受給者」という。）に対しては、直ちに支給決定を行い、決定通知書を、相談センターを通じて交付する。

ウ　決定通知書を交付する際に、相談センターは、決定通知書を交付された受給者に対し次のことを伝達する。

（ア）確認書の誓約事項を履行すること。

（イ）決定通知書の写しを不動産仲介業者等に提出すること。

エ　相談センターは、「常用就職届（様式６号）」、公共職業安定所等における職業相談を確認する書類及び受給中の求職活動等状況を確認する書類を配布する。

オ　相談センターは、家賃補助の各決定について、不動産仲介業者等、公共職業安定所等、総合支援資金及び臨時特例つなぎ資金のいずれか又はその両方の貸付を受けている者については社会福祉協議会に決定通知書の写しを送付して情報提供する。

カ　相談センターは、必要に応じて、受給者の住宅を訪問し、居住の実態を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行う。また、クレジットカードを使用する方法やその他の厚生労働大臣が定める方法により賃料を支払っている場合は、必要に応じて、受給者へ支給した家賃補助が賃料の支払いに充てられていることを確認する（利用明細の写しなど）。

（１０）常用就職及び就労収入の報告

ア　常用就職の報告

　支給決定後、常用就職した場合には、受給者は「常用就職届（様式６号）」を相談センターを通じて川崎市長に提出する。

イ　就労収入の報告

　上記アによる報告を行った受給者は、報告を行った月以降、収入額を確認するこ

とができる書類を、毎月相談センターを通じて川崎市長に提出する。

また、４（１）ア（イ）の受給者は収入額を確認することができる書類を毎月、相談センターを通じて川崎市長に提出する。

９　支給額等の変更

（１）支給額等の変更

原則として、家賃補助の支給決定後の支給額の変更は行わない。

ただし、下記アからウの場合に限り、受給者から変更申請があった場合は、支給額の変更を行う。また、クレジットカードを使用する方法やその他の厚生労働大臣が定める方法により賃料を支払うこととなっている場合であって、エに当たる場合は、支給方法の変更を行う。

ア　家賃補助の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合

イ　世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が上限額（住宅扶助基準に基づく額）に達していない場合

ウ　借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は相談センターの指導により川崎市内での転居が適当である場合

エ　貸主等への賃料の支払い方法について、変更の手続きを行い、代理受領の方法によることとなった場合

（２）手続き等

ア　支給額の変更は住宅扶助基準に基づく額の範囲内で行う。

イ　受給額の変更をしようとする受給者は、「住居確保給付金支給変更申請書（様式１－３号）」を、相談センターを通じて川崎市長に提出する。

ウ　川崎市長は変更決定後、「住居確保給付金支給変更決定通知書（様式７－４号）」を、相談センターを通じて受給者に交付する。

１０　支給の中断及び再開

（１）支給の中断及び再開

受給者が家賃補助を受給中に、疾病又は負傷により、４（２）に定める求職活動要件を行うことが困難となった場合、本人からの申請により、支給を中断する。

中断期間中、原則として毎月１回、中断者から面談、電話、電子メール等により、体調及び生活の状況について報告を受けるとともに、求職活動を再開する意思について確認を行うものとする。

心身の回復により求職活動を再開できるときは、本人からの申請により、支給を再開する。（ただし、通算支給期間は、中断前の受給期間も含め最長九月）

（２）手続き等

ア　疾病又は負傷により求職活動を行うことが困難となった受給者が、支給の中断を希望する場合は、相談センターに「住居確保給付金支給中断届」（様式９－１号）

及び疾病又は負傷により求職活動が困難である旨を証明する文書（医師の交付する診断書等）を提出する。

イ　川崎市は、当該受給者「住居確保給付金中断通知書」（様式９－２号）を相談センターを通じて交付する。

ウ　家賃補助の支給の再開を希望する受給者は、心身の回復により求職活動を再開することを要件として、「住居確保給付金支給再開届」（様式９－３号）を相談センターに提出する。

エ　川崎市は当該受給者に「住居確保給付金支給再開通知書」（様式９－４号）を相談センターを通じて交付する。

１１　支給の中止

（１）支給中止の要件

次のいずれかの要件に該当したときは、相談センターは証拠書類と併せて、早急に川崎市長に報告し、川崎市長は家賃補助の支給を中止する。

ア　受給者が、誠実かつ熱心に求職活動等を行わないとき。また、就労支援に関する指示に従わないとき。

イ　支給決定後、受給者が４（２）による求職活動等要件を満たさないとき。

ウ　受給者が、常用就職等をしたこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠ったとき。

エ　受給者が常用就職（支給決定後の常用就職のみならず、申請後の常用就職も含む）又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えたとき。

オ　支給決定後、受給者が住宅から退去したとき（借主の責によらず転居せざるを得ないとき、または相談センター等の指導により川崎市内での転居が適当であるときを除く。）。

カ　支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになったとき。

キ　支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処されたとき。

ク　支給決定後、受給者または受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明したとき。

ケ　受給者が生活保護費を受給したとき。

コ　支給決定後、受給者が疾病又は負傷のため家賃補助を中断した場合において、中断を決定した日から２年を経過したとき。

サ　中断期間中において、受給者が毎月１回の面談等による報告を怠ったとき。

シ　上記のほか、家賃補助受給者の死亡など、支給することができない事情が生じたとき。

（２）支給中止の時期

ア　上記（１）アからウに該当するときは、原則として当該事実を確認した日の属する月の支給から中止する。

※ 家賃補助の支給がなされた後に、当該事実を確認した場合は、確認後、すみやかに支給を中止する。

イ　上記（１）エに該当するときは、収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止する。

※ 収入に変動がある場合等１か月の収入では判断をしかねる場合は受給者の自立のため２か月目の収入を確認してから判断を行っても差し支えない。

ウ　上記（１）オに該当するときは、原則として退去した日の属する月の翌月の家賃額から支給を中止する。

エ　上記（１）カからクに該当するときは、直ちに支給を中止する。

オ　上記（１）ケからシに該当するときは、事実関係を確認したうえで、中止時期を判断する。

（３）手続き等

川崎市長は、（１）アからシにより支給を中止した場合には、「住居確保給付金支給中止通知書（様式８号）」を、相談センターを通じて受給者に交付する。

１２　家賃補助の支給期間の延長及び再延長

（１）支給期間の延長及び再延長

家賃補助の支給期間は原則三月であるが、支給期間中に受給者が常用就職できなかった場合（常用就職したものの、収入基準額を超えない場合も含む）又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合であって、引き続き家賃補助の支給が就職の促進に必要であると認められる場合は、申請により、三月の支給期間を２回まで延長及び再延長をすることができる。

なお、引き続き支給が必要と認められる場合とは、当該受給中に誠実かつ熱心に求職活動等要件を満たし、かつ、延長等の申請時において対象者要件４（１）（イ（ア）を除く。）を満たしている場合とする。ただし、その支給額は延長等申請時の収入に基づいて５（１）によって算出した金額とする。

また、再延長期間における求職活動等については、すべての申請者において４（２）アによる求職活動を行うこととする。

（２）手続き等

受給者が支給期間の延長及び再延長を希望するときは、支給期間の最終の月の末日（１１により中止する場合を除く。）までに「住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）（様式１－２号）」を、相談センターを通じて川崎市長に提出する。

川崎市長は、当該受給者が受給期間中に求職活動等を誠実かつ熱心に行っていたか、あるいは４（１）（イ（ア）を除く。）に定める支給要件に該当しているかを勘案の上、

上記（１）による延長等の要件を満たす場合に、延長及び再延長の決定を行い、「住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）（様式７－３号）」を、相談センターを通じて該当受給者に交付する。

１３　再支給

受給者が家賃補助の支給終了後に、新たに解雇（受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。）、その他事業主の都合による離職、廃業（本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く。）もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している場合、４（１）に規定する支給要件に該当する者については、５の支給額、６の支給期間等により、再支給することができるものとする。 なお、再支給に当たっては、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加したあとに上記に該当したものに限られる。

再支給に係る支給申請を受け付ける際には、支給申請者に対し、上記の内容について、確認書により誓約させる。

なお、「支給終了後」とは、過去に複数回の支給決定を受けている場合は、直前の支給終了後をいい、「新たに解雇」とは、過去に複数回離職している場合は、「直前の離職」をいう。

１４　不適正受給への対応

（１）不適正受給者への対応

家賃補助の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、川崎市長は、すでに支給された給付の全額又は一部について受給者又は受給者であった者から返還を求めることができる。

不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正な対応を行う。

（２）不適正受給防止のための取組

ア　相談センターは、支給申請を受け付ける際、本人確認書類の写しを必ず提出させ、本人確認を行うこと。

イ　相談センターは、受付時の聞き取りにおいて、前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地の実施主体に協力を求め、受給の有無を確認すること。

ウ　住居喪失者に対しては、住宅入居後に住民票の写しの提出を求めること。

エ　相談センターは、必要に応じ、支給申請者や受給者の住宅訪問及び居住実態の確認を行うことにより、居住環境や生活面の支援とともに、架空申請や又貸しなどの発見に努めるものとする。

オ　クレジットカードを使用する方法やその他の厚生労働大臣が定める方法により

賃料を支払っている場合は、必要に応じて、受給者へ支給した家賃補助が賃料の支払いに充てられていることを確認する（利用明細の写しなど）。

カ　川崎市長は、刑事事件及び重大な不正受給事件については、その概要、対応方針等について速やかに厚生労働省に報告し、再発防止のため国と情報を共有するよう努めるものとする。

１５　関係機関との連携等

（１）　相談センターは、支給申請者及び受給者の状況について情報共有が必要なときは、川崎市、公共職業安定所等、社会福祉協議会等関係機関との連携を緊密に行うものとする。

（２）　相談センターは、暴力団関係者の排除のため、警察との連携を十分図るとともに、支給申請者の暴力団員該当性について情報提供依頼を行う。

ア　暴力団員と関係を有する不動産仲介業者等の排除

暴力団員と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等に対し、当該不動産仲介業者等が発行する予定住宅通知書または住宅状況通知書を受理しない旨を書面により通知し、以後、当該書類を受理しないものとする。

なお、暴力団員と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

（ア）法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員に該当する者のいる不動産仲介業者等

（イ）個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員に該当する者のいる不動産仲介業者等

（ウ）暴力団員をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等

（エ）暴力団員がその事業活動を支配する不動産仲介業者等

（オ）暴力団員が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等

（カ）役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員を利用するなどしている不動産仲介業者等

（キ）役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等

（ク）役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等

（ケ）暴力団員である個人、又は役員等が暴力団員である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

イ　不動産仲介業者等が暴力団員と関係を有していた場合の取扱い

家賃補助の振込先である不動産仲介業者等が、暴力団員と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等が関わる家賃補助の振込を中止する。

１６　事業報告

相談センターは、事業実績報告を日次、月次で取りまとめ、速やかに川崎市長に報告しなければならない。また、当該年度の事業実績報告を、翌年度４月末日までに、川崎市長に報告しなければならない。

１７　その他

この要領の施行について必要な事項は、その都度川崎市長が定める。

附則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附則

この要領は、平成２７年７月１日から施行する。

附則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附則

この要領は、令和２年４月２０日から施行する。

附則

１　この要領は、令和２年７月３日から施行し、令和２年７月１日から適用する。

２　この要領による改正後の規定は、令和２年６月の月分の住居確保給付金の支給を受けた者の当該月分が含まれる支給期間中（３月を上限とする。）の住居確保給付金についても適用する。

附則

この要領は、令和３年１月１日から施行する。

附則

この要領は、令和３年２月１日から施行する。

附則

この要領は、令和３年９月２１日から施行する。

附則

この要領は、令和３年１１月３０日から施行する。

附則

この要領は、令和５年４月７日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

住居確保給付金　事務処理要領　様式一覧

様式１－１「住居確保給付金支給申請書」
様式１－１Ａ「住居確保給付金申請時確認書」
様式１－２「住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）」
様式１－３「住居確保給付金変更支給申請書」

様式２－１　「入居予定住宅に関する状況通知書」
様式２－３　「入居住宅に関する状況通知書」

様式３　「住居確保給付金対象者証明書」

様式４　「住居確保給付金不支給通知書」

様式５　「住居確保報告書」

様式６　「常用就職届」

様式７－１「住居確保給付金支給決定通知書」
様式７－３「住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）」
様式７－４「住居確保給付金変更支給決定通知書」

様式８　「住居確保給付金支給中止通知書」

様式９－１　「住居確保給付金支給中断届」
様式９－２　「住居確保給付金支給中断通知書」
様式９－３　「住居確保給付金支給再開届」
様式９－４　「住居確保給付金支給再開決定通知書」

様式第一号(第十三条関係)(表面)　　(様式１－１)　(表面)

生活困窮者住居確保給付金支給申請書(則第11条第１項第１号の規定による支給)

フリガナ	
①氏　　名	
②生年月日	西暦　　年　　月　　日　　満（　　）歳
③電話番号	

申立事項

④次の１．又は２．の場合であること（いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載）

１．離職又は則第３条第１号に規定する場合

離職等の時期	
離職等した事業所	

２．則第３条第２号に規定する場合

給与その他の業務上の収入を得る機会の減少の状況	

⑤離職等前に世帯の生計を主として維持していたこと又は申請月において維持していること

離職等前の雇用状況等、世帯の生計の維持にかかる状況	

⑥次の１．又は２．のいずれかに該当していること（いずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載）

１．住居を喪失していること

住居を喪失した時期	
喪失した住居の住所	
現在の状況	

２．住居を喪失するおそれがあること

現在の住所	
住居の家主等	
喪失するおそれのある住居の家賃額	
現在の収入状況等、住居喪失のおそれがある理由、状況等	

⑦申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ					合計
氏名					
続柄	本　人				
生年月日					
収入（月額）	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近３か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。

上記の申立事項に相違なく、則第13条の規定により、必要書類を添えて住居確保給付金の支給を申請します。

私の個人情報が、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の融資を行うために必要となる範囲で、都道府県等、公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

西暦　　年　　月　　日

川　崎　市　長 殿

申請者氏名

（注　意　事　項）

1　申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。

2　受給中は、公共職業安定所、特定地方公共団体又は職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。

　ただし、則第３条第２号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、都道府県等が認める場合には、申請日の属する月から３月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。

3　支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。

4　支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、川崎市から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。

5　支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。

6　則第14条に基づく就労支援に関する川崎市の指示に従わない場合は、支給を中止します。

7　則第17条に基づき、川崎市が特に必要と認める場合を除き、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

（用　語）

「法」とは、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）をいいます。

「則」とは、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）をいいます。

「住居確保給付金」とは、法第３条第３項に基づく「生活困窮者住居確保給付金」をいいます。

「臨時特例つなぎ資金」「総合支援資金」とは、社会福祉協議会が実施する臨時特例つなぎ資金・総合支援資金をいいます。

「都道府県等」とは、法第４条第３項に規定する都道府県等（都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村）をいいます。

「特定地方公共団体」とは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第４条第９項に規定する特定地方公共団体をいいます。

「職業紹介事業者」とは、職業安定法第４条第10項に規定する職業紹介事業者をいいます。

（様式１－１Ａ）（表面）

住居確保給付金の支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書（様式１－１）を提出する必要があります。

住居確保給付金申請時確認書(則第11条第１項第１号の規定による支給)

誓約事項

1　受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を受けること

・公共職業安定所等での求職活動を行う申請者

①月４回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

②月２回以上、公共職業安定所等で職業相談等を受ける

③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

・則第３条第２号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると川崎市が認める者

①月４回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

②原則月１回以上、経営相談先へ面談等の支援を受ける

③経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、月１回以上、当該計画に基づく取組を行う

2　申請者及び申請者と同一の世帯に属する者（以下「申請者等」という。）のいずれもが地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を受けていないこと

3 □　再支給の申請ではない（過去に則第11条第１項第１号の規定による家賃補助の支給を受けたことがない）

又は、

□　再支給の申請であるが、従前の支給が終了した月の翌月から起算して一年を経過している

従前の支給期間　　年　　月　～　　年　　月

再支給の申請までに　□常用就職をした

□給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した

4　申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと

同意事項

1　以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること

①　誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する実施主体の指示に従わない場合

②　住居確保給付金受給者が常用就職又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合

③　支給決定後、住宅から退去した場合（借り主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同自治体内での転居が適当である場合を除く）

④　申請内容に偽りがあった場合

⑤　支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合

⑥　支給決定後、受給者が禁固刑以上の刑に処された場合

⑦　受給者が生活保護を受給した場合

⑧　支給決定後、疾病又は負傷のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から２年を経過した場合

⑨　中断期間中において、受給者が毎月１回の面談等による報告を怠った場合

2　本給付金の支給決定後、支給に必要な範囲で、申請者の賃貸住宅への入居状況のほか、クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払っている場合は、賃料の支払い状況について、訪問等による確認を行う場合があること又は不動産仲介業者等に報告を求めること

3　支給に必要な範囲で、申請者等の資産及び収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは申請者等の雇用主その他の関係者に報告を求めること

また、川崎市の報告要求等に対し、官公署又は銀行等が報告することについて申請者が同意している旨を官公署又は銀行等に伝えること

4　支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体又は社会福祉協議会が官公署から情報を求めること

年　　月　　日

川　崎　市　長　　殿

上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。

申請者住所または居所

申請者氏名

当初申請時

① 添付書類

1 本人確認書類

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳・健康保険証、住民票記載事項証明書、住民票、戸籍謄本・戸籍事項全部証明書等のいずれかの写し

2 離職関係書類

下記のいずれかを証する書類

・申請日を起点に２年（疾病、負傷、育児その他都道府県等がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は最長４年）以内に離職又は廃業したことが確認できる書類の写し。なお、離職又は廃業から２年以上経過している場合は、疾病、負傷、育児その他川崎市がやむを得ないと認める事情に該当することの事実を証明することができる書類の写し

・申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し

3 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

4 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

② 追加確認書類等

1 求職番号または方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称の記載（公共職業安定所等での求職活動を行う申請者）

公共職業安定所から付与された求職番号	
地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口名称	

2 経営相談先の記載（則第３条第２号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると川崎市が認める者）

経営相談先の名称	

3 入居（予定）住宅関係書類

（１）住宅喪失者

不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書（様式２－１）

（２）住宅喪失のおそれがある者

貸主等から交付を受けた入居住宅に関する状況通知書（様式２－３）

（３）クレジットカード等を使用する方法により申請者から賃貸人へ賃料を支払う者

クレジットカード等で支払っていることが確認できるもの（利用明細の写し、納付書の控え等）

※（３）は、川崎市の求めに応じて、ご提出ください

（様式１－２）（表面）

生活困窮者住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）

フリガナ	
①氏　　名	
②生年月日	年　　月　　日　　満（　　）歳
③電話番号	

申立事項

④期間（再）延長が必要な理由

⑤申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ					合計
氏名					
続柄	本人				
生年月日					
収入（月額）	円	円	円	円	円
預貯金等	円	円	円	円	円

※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、各種年金等も合算する。

私は、　　年　　月　　日付　　川健生自第　　号ー　　により、住居確保給付金の支給決定を受けましたが、今後も誠実かつ熱心に求職活動を行うため、支給期間の（再）延長を希望しますので、上記の申立事項に相違なく、必要書類を添えて申請します。

私の個人情報が、住居確保給付金の支給並びに臨時特例つなぎ資金及び総合支援資金の貸付を行うために必要となる範囲で、川崎市、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第４条第９項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会、経営相談先及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて了承します。

また、裏面の注意事項について、同意します。

年　　月　　日

川　崎　市　長 殿

申請者氏名

（注　意　事　項）

1　申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって住居確保給付金を受けたり、又は受けようとしたときは、以後住居確保給付金を受けることができなくなるばかりでなく、不正受給した金額の全部又は一部を徴収されることとなります。

2　受給中は、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第４条第９項に規定する特定地方公共団体又は同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者に求職の申し込みを行うとともに、誠実かつ熱心に求職活動を行う必要があります。
　ただし、則第３条第２号に規定する、給与その他の業務上の収入を得る機会が個人の責めに帰すべき理由又は個人の都合によらないで減少し、就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある者であって、川崎市が認める場合には、申請日の属する月から３月間に限り、業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことをもって、求職活動に代えることができます。
　なお、再延長期間中は、すべての受給者において、公共職業安定所等での求職活動を行う必要があります。

3　支給に関して必要な範囲で、法第21条に基づき、報告等を求めることがあります。

4　支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、川崎市から資産又は収入の状況につき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求めることがあります。

5　支給決定に必要な範囲で、法第22条に基づき、申請者の居住する賃貸住宅の家主等に対し入居状況について報告を求めることがあります。

6　則第14条に基づく就労支援に関する川崎市の指示に従わない場合は、支給を中止します。

7　則第17条に基づき、本給付金は賃貸住宅の家主等に直接振込等をされることにより申請者に対する支給となります。

（添　付　書　類）

1　誠実かつ熱心に求職活動を行っていたことを証する書類
　①公共職業安定所等での求職活動を行っている者
　（例）職業相談確認票（参考様式６）
　　住居確保給付金常用就職活動状況報告書（参考様式７）
　②則第３条第２号に基づく申請者のうち、給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると川崎市が認める者
　（例）自立に向けた活動計画（参考様式10）
　　自立に向けた活動状況報告書（参考等式11）

2　申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入金額が確認できる書類

3　申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

（様式１－３）

住居確保給付金変更支給申請書(則第 11 条第 1 項第 1 号の規定による支給)

私は、　年　月　日付　川健生自第　　により、住居確保給付金の支給の決定を受けましたが、必要書類を添えて、変更支給申請します。

年　　月　　日

川崎市長　　様

フリガナ
氏　　名
住　　所

生年月日
電話番号

変更内容

☐　受給額

☐　受給方法（代理受領に変更、振込先の変更等）

変更理由

添付書類

1　家賃変更の場合
　変更契約書等家賃の変更を証する書類

2　収入減少の場合（賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方）
　申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し

3　転居した場合
・貸主の責又は自立相談支援機関等の指導による転居であることが確認できる書類の写し
・入居住宅に関する状況通知書（様式２－３）※再提出が必要です。
・転居先の賃貸借契約書等の写し
・住民票の写し

4　受給方法又は振込先変更の場合
・入居住宅に関する状況通知書（様式２－３）※再提出が必要です。

(様式２－１)

入居予定住宅に関する状況通知書(則第 11 条第 1 項第 1 号の規定による支給)

(不動産仲介業者等記載欄)

1．下記の者より、賃貸住宅への入居についての希望がありました。
　このことについて、以下について通知します。

2．暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。
　また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、川崎市または社会福祉協議会(初期費用を社会福祉協議会から借り受ける場合)が官公署から情報を求めることを同意します。

3．住居確保給付金の支給、総合支援資金及び臨時特例つなぎ資金の貸付を行うために必要となる範囲内で、川崎市、公共職業安定所、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

川崎市長　　様

年　　月　　日

不動産仲介業者等
(商号又は名称)
(代表者名)
(所在地) 〒
(免許証番号)
(担当者等)　氏名　　所属
電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載してください。
※免許証番号は、宅地建物取引業者のみ記載してください。

(暴力団員等と関係を有しないことの確認事項)
下記（注意事項）に記載の「暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

入居予定者

氏名 (ﾌﾘｶﾞﾅ)	
生年月日	年　　月　　日
同居状況	単　身　・　複　数（　　名）

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
家賃	円
入居予定日	年　月　日（　　年　月　日までの　月　日間）

※1　住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助基準に基づく額（限度額：　　円）を上限とし、収入に応じた額とする。
※2　住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。
※3　共益費･管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載すること。
※4　定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居予定日欄の（　）内に、入居予定日から契約満了日までの期間を記載すること
※5　賃料の支払い方法がクレジットカードや納付書払い、家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済をする方法により賃料を支払う必要がある場合は、下記のチェックボックスにチェックすること。

□　**賃料の支払いは、クレジットカード等を使用する方法に限定している。**

なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。

(1 ページ目)

(様式２－１)

初期費用

(1)	家賃 (入居に際して当初の支払いを要する家賃)	円 (　　月分＋日割り　　日分として)
	共益費	円
	管理費	円
	敷金	円
	礼金等	礼金　円 その他（　　）　円
(2)	媒介報酬額	円
(3)	火災保険料	円
	その他（入居保証料等）	円
	合計	円

※　初期費用については、社会福祉協議会が実施する「総合支援資金(住宅入居費)」の貸付けの申請を行う際に必要な情報であるため、記載願います。

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	ﾌﾘｶﾞﾅ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普　通　・　当　座
		口座番号	
初期費用(1)の振込先	初期費用(1)に関する者の振込口座	ﾌﾘｶﾞﾅ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普　通　・　当　座
		口座番号	
初期費用(2)の振込先	初期費用(2)に関する者の振込口座	ﾌﾘｶﾞﾅ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普　通　・　当　座
		口座番号	

(様式２－１)

（住居確保給付金支給申請者　本人記入欄）

入居予定の賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報が、住居確保給付金の支給及び総合支援資金等の貸付を行うために必要となる範囲内で、川崎市、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第４条第９項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【１ページ目※５のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】
○事業者等への口座へ振り込むことができない場合であって、以下に記載する賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○川崎市の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	賃借人の振込口座	ﾌﾘｶﾞﾅ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普　通　・　当　座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

年　　月　　日

氏名

住所
電話番号

(3ページ目)

(様式２－１)

（注意事項）

住居確保給付金支給申請者は、この通知書を川崎市生活自立・仕事相談センター（だいＪＯＢセンター）に提出してください。

（暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等）

暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等

② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等

③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等

④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等

⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等

⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等

⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等

⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等

⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第７７号）第２条第２号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

※総合支援資金運営要領においても同内容の規定があります。

(4ページ目)

（様式２－３）

入居住宅に関する状況通知書(則第11条第1項第1号の規定による支給)

（不動産仲介業者等記載欄）

1．下記の者に対し、賃貸している住宅に関する以下について通知します。
2．暴力団員等と関係を有しないことの確認事項について相違ありません。また、必要に応じて暴力団員等と関係を有しないことの確認につき、川崎市が官公署から情報を求めることを同意します。

川崎市長　　様

年　　月　　日

（商号又は名称）

（フリガナ）
（代表者名）

（所在地）〒

（免許証番号）

（担当者等）　氏名　　所属

電話番号

※貸主が記入する場合は、氏名、所在地、電話番号のみを記載して下さい。

※免許証番号は、宅地建物取引事業者のみ記載してください。

（暴力団員等と関係を有しないことの確認事項）
下記（注意事項）に記載の「暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等」でないこと

入居者について

（フリガナ） 氏名	
生年月日	年　　月　　日
同居状況	単　身　・　複　数（　　名）
入居開始年月日	年　月　日（　　年　月　日までの　月　日間）

入居している賃貸住宅について

名称	
所在地	
月額家賃	円

※1　住居確保給付金の支給額は、当該自治体における住宅扶助基準に基づく額（限度額：　　円）を上限とし、収入に応じた額とする。

※2　住居確保給付金の対象となる賃貸住宅の契約については、借地借家法により、保護の対象となる賃貸借契約及び定期賃貸借契約に限る。

※3　共益費・管理費は住居確保給付金の対象にならないため、家賃には含めずに記載。

※4　定期借家契約(定期建物賃貸借契約)の場合に限り、入居開始日欄の（　）内に、入居開始日から契約満了日までの期間を記載すること

※5　賃料の支払方法がクレジットカードや納付書払い、家賃債務保証業者が受給者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済をする方法により賃料を支払う必要がある場合は、以下のチェックボックスのいずれかにチェックすること。
なお、支払方法について口座振替等を選択可能な場合は、上記に掲げる支払い方法は不可。

- □　**賃料の支払いは、クレジットカードや納付書払い、また家賃債務保証業者に賃料を支払う方法に限定している。**
- □　**口座振込又はクレジットカード払い等とすることができるが、途中変更ができない。**
- □　**口座振込に変更することができるが、変更手続きに時間を要する（○月から変更可能）**

振込口座

住居確保給付金の振込先	貸主又は貸主から委託を受けた事業者の振込口座	ﾌﾘｶﾞﾅ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普　通　・　当　座
		口座番号	

（様式２－３）

（住居確保給付金支給申請者　本人記入欄）

入居している賃貸住宅は上記のとおりです。

○私の個人情報が、住居確保給付金の支給を行うために必要となる範囲内で、川崎市、公共職業安定所、職業安定法（昭和22年法律第141号）第４条第９項に規定する特定地方公共団体、同条第10項に規定する職業紹介事業者であって地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う者、社会福祉協議会及び自立相談支援機関の間で相互利用されることについて同意します。

○住居確保給付金の支給は、原則として、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込まれることにより、私への支給となることについて同意します。

【１ページ目※５のチェックボックス□に☑がある場合のみの同意事項】

○以下に記載する、賃借人の口座に振り込む方法により支給された場合は、確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払うことに同意します。

○上記の場合であっても、支払い方法の変更により、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等の口座へ振り込むことができることとなった場合は、すみやかに本様式の再提出及び様式１－３の提出により、変更支給申請を行うことに同意します。

○川崎市の求めに応じて、貸主又は貸主から委託を受けた事業者等に支払ったことを証明する文書を速やかに提出することに同意します。

住居確保給付金の振込先	賃借人の振込口座	ﾌﾘｶﾞﾅ	
		口座名義	
		金融機関名	
		支店名	
		口座種別	普　通　・　当　座
		口座番号	

【以下は、申請者全員記載してください】

年　　月　　日

氏名……

住所……

電話番号……

（注意事項）

住居確保給付金支給申請者は、賃貸住宅の賃貸借契約の写しを添付して、この通知書を川崎市生活自立・仕事相談センター（だいＪＯＢセンター）に提出してください。

（暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等）

暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者）と関係を有する不動産仲介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下、「役員等」という。）のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等

② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうちに暴力団員等に該当する者のいる不動産仲介業者等

③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産仲介業者等

④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産仲介業者等

⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産仲介業者等

⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産仲介業者等

⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産仲介業者等

⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産仲介業者等

⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知りながら、不当に利用するなどしている不動産仲介業者等

〔暴力団とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成３年法律第７７号）第２条第２号にあるとおり、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」を指します。〕

（様式３－１）

住居確保給付金支給対象者証明書(則第 11 条第 1 項第 1 号の規定による支給)

下記の者が住居確保給付金の支給対象者の要件に適合していることを証明します。

年　　月　　日

川崎市長　　印

本人関係

ﾌﾘｶﾞﾅ 氏名	
生年月日	年　　月　　日
現在の居所	
電話番号	

入居予定の賃貸住宅

名称	
所在地	
入居予定日	年　　月　　日

住居確保給付金支給予定額

支給予定額	月額　　円

（注意事項）

この証明書の有効期限は、入居予定日の１ヶ月後までとします。

（様式４）

第　　号

年　　月　　日

様

川崎市長　　印

住居確保給付金不支給通知書

年　　月　　日付で、貴方より申請された住居確保給付金について、下記の理由により不支給となりましたので通知します。

記

不支給の理由

1　この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に川崎市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2　また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内に川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（様式５）

住居確保報告書

私は、下記のとおり住居を確保することができましたので、賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して報告します。

川崎市長　　様

年　　月　　日

ﾌﾘｶﾞﾅ

氏名

電話番号

入居した賃貸住宅

名称	
住所	〒
入居日	年　　月　　日

総合支援資金（住宅入居費）（社会福祉協議会による貸付け）を利用した場合

初期費用の貸付実行日 （資金振込日）	年　　月　　日

（注意事項）

1　この報告書は、入居日から７日以内に、住居確保給付金支給申請の手続を行った川崎市生活自立・仕事相談センター（だいＪＯＢセンター）に、入居した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写しを添付して提出してください（郵送可）。

2　住居確保給付金の支給の対象となった賃貸住宅に入居しない場合又は支給期間内に退去する場合は、既に支給した給付の返還義務が生じることがあります。入居できない又は退去しなければならないやむを得ない事情が発生した場合は必ず事前に川崎市生活自立・仕事相談センター（だいＪＯＢセンター）に相談してください。

（様式６）

常用就職届

私は、求職活動を行った結果、下記のとおり期間の定めのない、又は６か月以上の雇用が見込まれる就職をしたので届け出ます。

この就職によって、住居確保給付金が支給中止となる収入要件を超える月収入が得られた場合は、原則として、収入が得られた月から支給が中止されることについて、了解します。

川崎市長　　様

年　　月　　日

ﾌﾘｶﾞﾅ
氏名……
住所……
電話番号……

就職先

ﾌﾘｶﾞﾅ 事業所名	
事業所の住所	
就職日	年　　月　　日

住居確保給付金の支給状況

住宅入居日	
支給期間	年　　月（　　年　　月家賃相当分）から 年　　月（　　年　　月家賃相当分）まで
支給額	月額　　円

添付書類

収入見込額が確認できる書類

（注意事項）

この報告を行った月以降、収入額を確認することができる書類を、毎月提出してください。

（様式７－１）（表面）

第　　号

年　　月　　日

様

川崎市長　　印

住居確保給付金支給決定通知書(則第11条第１項第１号の規定による支給)

年　　月　　日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1　支給額　　月額　　円

2　支給期間　　年　　月（　　年　　月家賃相当分）から
　　年　　月（　　年　　月家賃相当分）まで

3　支給方法　　□　住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
　　□　支給決定者において、クレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済を行う方法により、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者に支払われることを条件として支給決定者に支給する。

4　支給対象となる住宅　　名称

　　所在地

（様式７－１）（裏面）

（注意事項）

1　本給付金の受給期間中、次の①から③までの求職活動等を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。

・公共職業安定所等での求職活動を行う申請者

①　毎月４回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

②　毎月２回以上、公共職業安定所等で職業相談を受けること

③　原則週１回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

・則第３条第２号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと川崎市が認める者

①　毎月４回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること

②　原則月１回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること

③　経営相談先の指導助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行うこと

2　本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式６）」を提出してください。

3　常用就職している受給者及び生活困窮者自立支援法施行規則第３条第２号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。

4　賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、川崎市生活・自立仕事相談センター（だいJOBセンター）に申し出てください。

5　３支給方法において、「支給決定者において、クレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済を行う方法により、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者に支払われることを条件として支給決定者に支給する。」が選択されている場合は、支給開始後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を川崎市から求めることがあります。

1　この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に川崎市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2　また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内に川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（様式７－３）（表面）

第　　号

年　　月　　日

様

川崎市長　　印

住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）

年　　月　　日付で申請された住居確保給付金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1　支給額　　月額　　円

2　支給期間　　年　　月（　　年　　月家賃相当分）から
　　年　　月（　　年　　月家賃相当分）まで

3　支給方法　　□　住宅の貸主又は貸主から委託を受けた事業者の口座に振り込むことにより、支給決定者に対する支給とする。
　　□　支給決定者において、クレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済を行う方法により、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者に支払われることを条件として支給決定者に支給する。

4　支給対象となる住居　　名称
　　所在地

（注意事項）

1　本給付金の受給期間中、次の①から③までの求職活動等を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。

・公共職業安定所等での求職活動を行う申請者

①　毎月４回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

②　毎月２回以上、公共職業安定所等で職業相談を受けること

③　原則週１回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

・則第３条第２号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと川崎市が認める者

①　毎月４回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること

②　原則月１回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること

③　経営相談先の指導助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行うこと

2　本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式６）」を提出してください。

3　常用就職している受給者及び生活困窮者自立支援法施行規則第３条第２号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。

4　賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、川崎市生活・自立仕事相談センター（だいJOBセンター）に申し出てください。

5　３支給方法において、「支給決定者において、クレジットカードや納付書を使用する方法又は家賃債務保証業者が当該支給決定者に代わって賃料の支払いに係る債務の弁済を行う方法により、賃料が確実に貸主又は貸主から委託を受けた事業者に支払われることを条件として支給決定者に支給する。」が選択されている場合は、支給開始後、申請者が貸主等に家賃を支払ったことを証明する文書等の提出を川崎市から求めることがあります。

1　この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に川崎市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2　また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内に川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（様式７－４）

第　　号
年　　月　　日

様

川崎市長　　印

住居確保給付金変更支給決定通知書(則第11条第１項第１号の規定による支給)

年　　月　　日付第　　号で支給決定を行った住居確保給付金については、　　年　　月　　日付住居確保給付金変更支給申請書に基づき、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

1　変更内容

□　支給額　　月額　　円

□　支給方法（代理受領に変更等）

2　１の変更内容の適用後の支給期間

年　　月（　　年　　月家賃相当分）から

年　　月（　　年　　月家賃相当分）まで

3　変更理由

4　対象となる住宅　　名称

所在地

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に川崎市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2 また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内に川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（様式８）

第　　号
年　　月　　日

様

川崎市長　　印

住居確保給付金支給中止通知書

年　　月　　日付第　　号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を中止することとしたので通知します。

記

1　支給中止時期　　年　　月から
（　　年　　月家賃相当分から）

2　支給中止の理由

1　この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に川崎市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2　また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内に川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、提起することができます。
　ただし、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（様式９－１）

住居確保給付金支給中断届

私は、下記のとおり疾病又は負傷のため、求職活動を行うことが困難であることを届け出ます。

この届出によって、住居確保給付金の支給が中断されることについて了解します。

川崎市長　　様

年　　月　　日

ﾌﾘｶﾞﾅ

氏名

住所

生年月日

電話番号

心身の状況について

医療機関受診年月日	年　　月　　日
病　名（治療期間の目途）	
中断日	年　　月　　日
次回面談等（予定）日	年　　月　　日

住居確保給付金の支給状況

支給開始月	年　　月から （　　年　　月家賃相当分から）
支給額	月額　　円

添付書類

医師が交付した診断書、処方箋の写し、医療機関の領収書等、医療機関を受診した証明書

（様式９－２）

第　　号
年　　月　　日

様

川崎市長　　印

住居確保給付金支給中断通知書

年　　月　　日付第　　号により支給決定した住居確保給付金について、下記のとおり支給を中断することとしたので通知します。

記

1　支給中断時期　　年　　月から
（　　年　　月家賃相当分から）

2　支給中断の理由　　疾病・負傷により、求職活動が困難であるため

（注意事項）

1　中断を決定した日から、原則１月に一度、川崎市生活自立・仕事相談センター（だいＪＯＢセンター）に連絡を行い、体調および生活の状況について相談を行ってください。川崎市生活自立・仕事相談センター（だいＪＯＢセンター）への連絡等を怠った場合は、住居確保給付金の中止決定を行う場合があります。

2　心身の回復後に求職活動を再開でき、支給要件に該当する場合は、住居確保給付金を再開することができます。再開を希望する場合は、「住居確保給付金支給再開届」を川崎市生活自立・仕事相談センター（だいＪＯＢセンター）に提出して下さい。

3　中断期間は、中断決定日から最大２年間です。２年を経過しても再開できない場合は、住居確保給付金の支給を中止します。

1　この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に川崎市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2　また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内に川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（様式９－３）

住居確保給付金支給再開届

私は、下記のとおり求職活動を再開することとなりましたので届け出ます。
この届出によって、住居確保給付金の支給再開を希望します。

川崎市長　　様

年　　月　　日

ﾌﾘｶﾞﾅ
氏名
住所

生年月日
電話番号

中断・再開の状況

申請番号	
中断決定日	年　　月　　日
再開を希望した面談日	年　　月　　日
求職活動を再開する日（予定）	年　　月　　日

（添付書類）

・現住所を確認できる書類の写し
・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について収入が確認できる書類の写し
・申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の金融機関の通帳等の写し

（様式９－４）（表面）

第　　号
年　　月　　日

様

川崎市長　　印

住居確保給付金支給再開通知書

年　　月　　日付第　　号により支給中断した住居確保給付金について、下記のとおり支給を再開することとしたので通知します。

記

1　支給額　　月額　　円

2　再開後の支給期間　　年　　月分（　　年　　月家賃相当分）から
年　　月分（　　年　　月家賃相当分）まで

（様式９－４）（裏面）

（注意事項）

1　本給付金の受給期間中、次の①から③までの求職活動等を怠る場合、又は自立相談支援機関の作成するプランに基づく就労支援を拒否する場合には、支給を中止することがあります。

・公共職業安定所等での求職活動を行う申請者

①　毎月４回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける

②　毎月２回以上、公共職業安定所で職業相談を受けること

③　原則週１回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受けること

・則第３条第２号に基づく申請者のうち給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組を行うことが当該者の自立の促進に資すると十分見込まれるものと川崎市が認める者

① 毎月４回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受けること

② 原則月１回以上、経営相談先へ面談等の支援を受けること

③ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、当該計画に基づく活動を行うこと

2　本給付金の受給期間中に就職した場合には、「常用就職届（様式６）」を提出してください。

3　常用就職している者及び生活困窮者自立支援法施行規則第３条第２号に該当する者については、収入額を確認することができる書類を、毎月自立相談支援機関に対し提出してください。

4　賃貸住宅の家賃額の一部支給を受けている方については、本給付金の受給期間中に収入が減少した場合、申請により支給額の変更が可能な場合がありますので、川崎市生活自立・仕事相談センター（だいＪＯＢセンター）に申し出てください。

1　この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に川崎市長に対し審査請求をすることができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

2　また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内に川崎市を被告として（訴訟において川崎市を代表する者は川崎市長となります。）、提起することができます。

　ただし、この通知書を受け取った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決書を受け取った日）の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日（１の審査請求をした場合は当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過したときは、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。